

情報発信基準細則

(目的)

第1条 この細則は、広報活動に関する規程第7条第1項に基づき、一般社団法人学習院桜友会（以下「本会」という。）、本会の支部・部会・団体が発行及び発信する情報に関し、基本的事項を定め、会員及び本会内外に提供する情報の品質と信頼性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会、本会の支部・部会・団体が発信する情報とする。

2 危機管理対応、メディア対応及び声明発表等の情報発信は、本会の総務委員会が所管する。

(発信情報の原則)

第3条 発信する情報は、本会、本会の支部・部会・団体及び学校法人学習院に関するものとする。

2 個人としての活動等は発信しない。ただし、卒業生としての活動及び本会の広報を所管する委員会がその必要性を認めた場合を除く。

3 情報が次の各号のいずれかに該当する場合は発信しない。ただし第1号及び第5号から第8号に該当する場合において、本会及び学校法人学習院に関わるもの又は本会の広報を所管する委員会が必要と認めたものは発信する場合がある。

(1) 皇室に関する事項

(2) 法令等に違反するおそれのあるもの

(3) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの

(5) 政治性のあるもの

(6) 宗教性のあるもの

(7) 特定の主義又は主張にあたるもの

(8) 特定の個人・団体・商品等の宣伝を目的としたもの

(9) 虚偽であるもの、又は誤認されるおそれのあるもの

(10) 本会及び学校法人学習院の品位を損なう可能性があるもの

(11) 前各号のほか、発信する情報として不適当であると認められるもの

(情報発信時の注意事項)

第4条 情報を発信する際は、次の各号について万全の注意を払わなければならない。

(1) 個人情報に類する情報の取扱

(2) 著作権、商標権、肖像権、その他の権利の取扱

(3) 秘密情報、内部情報等の取扱

(4) 防犯・警備体制、パスワード・認証情報等の安全・セキュリティに関わる情報の取扱

(5) 電子媒体等で外部リンクを行う場合のセキュリティ・情報信用度の確認

(情報の寄稿)

第5条 会員が本会の媒体を使用し情報発信を行う場合は、本会事務局に寄稿を行う。

2 寄稿された情報は、加工及び加筆修正を行う場合がある。

3 寄稿された情報を発信する時期は、本会の広報を所管する委員会が決定する。

4 寄稿者は、著作者人格権を行使しない。

(権利の帰属)

第6条 発信された情報の権利は、第三者から提供されたものを除き、本会に帰属する。

(発信情報の決定)

第7条 発信する情報は、本会の広報を所管する委員会が決定する。

2 第3条第3項に抵触しない情報であっても、物理的制約等により掲載をしない場合がある。

(雑則)

第8条 この細則に定めのない、情報発信に関する事項は、本会の広報を所管する委員会において協議、決定する。

附 則

この細則は、令和7年9月9日から施行する。(令和7年9月9日理事会議決)